

発議案第15号

特別定額給付金を生活保護申請の収入認定から除外するよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年6月9日

八千代市議会議長 木下映実様

提出者	八千代市議会議員	植田進
賛成者	八千代市議会議員	伊原忠
	同	堀口明子
	同	三田登
	同	飯川英樹

提案理由

国に対し、特別定額給付金を生活保護申請の収入認定から除外するよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

特別定額給付金を生活保護申請の収入認定から除外するよう求める意見書

新型コロナウイルス感染拡大に伴う対策としての特別定額給付金が世帯全員に対し一律10万円支給されているところであるが、既に生活保護制度を利用している世帯については同給付金を収入認定しないとされている。

一方、生活保護利用に当たっては、預貯金といった資産などを活用しても最低生活の維持が困難なことが要件とされている。つまり、生活保護認定後の給付金は全額受け取れるが、申請前に給付金10万円を受け取れば資産として見なされ、生活保護申請の「要否判定」において生活保護の対象とならない世帯が生じることになる。

特別定額給付金は「人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」との趣旨に基づいて、日本に住む全ての人々に差別することなく給付されなければならない。収入と見なすことになれば特別定額給付金の趣旨が生かされないものとなる。

生活保護利用者も申請者も大変な生活を余儀なくされている状況からも、特別定額給付金の受給の有無によって国民の中に分断が生じることは避けなければならない。

よって、本市議会は国に対し、特別定額給付金を生活保護申請の収入認定から除外するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月16日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様
厚生労働大臣様